

第145号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」の次に「、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項」を、「規定」の次に「(育児休業法第5条第2項の規定にあっては育児休業法第12条において、育児休業法第10条第2項の規定にあっては育児休業法第11条第2項において、育児休業法第14条及び第15条の規定にあっては育児休業法第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第5条の3第1項中「及び県教育委員会規則」を削る。

第12条中「又は県教育委員会規則」を削り、同条を第34条とする。

第11条を第33条とする。

第10条中「県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校教育職員の給与条例」という。)」を「県立学校教育職員の給与条例」に、「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号。以下「市町村立学校教職員の給与条例」という。)」を「市町村立学校教職員の給与条例」に改め、同条を第32条とする。

第9条を第31条とする。

第8条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第8条を第30条とし、第7条の次に次の22条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とす

る。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 任期付採用職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員
(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第12条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することがで

きない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- (4) 育児短時間勤務の承認が、第12条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）であって、同項第1号から第4号までのいずれにも該当しないものとする。

- (1) 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）第4条第1項又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「市町村立学校教職員の給与条例」という。）第22条の3の規定の適用を受ける職員（以下この条において「交替制等勤務職員」という。）のうち、次号に規定する職員以外の者
次に掲げる勤務の形態
ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週

間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(2) 交替制等勤務職員のうち、船舶に乗り組む者 次に掲げる勤務の形態

ア 前号ア又はイに掲げる勤務の形態

イ 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第11条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与条例の特例)

第13条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与条例の規定の適

用については、次の表の左欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第6項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項 第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間

		勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第15条の5第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第15条の5第5項及び第15条の8第4項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第15条の5第5項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

（育児短時間勤務をしている職員についての県立学校教育職員の給与条例の特例）

第14条 育児短時間勤務をしている職員についての県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校教育職員の給与条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校教育職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第2項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第20条第2項 第2号	再任用短時間勤務教育 職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員
第24条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第24条第5項 及び第25条第	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

3 項		
第24条第 5 項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務をしている職員についての市町村立学校教職員の給与条例の特例)

第15条 育児短時間勤務をしている職員についての市町村立学校教職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる市町村立学校教職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 7 条第 1 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、第22条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 7 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第 2 項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条の 2 第	とする	に、算出率を乗じて得た額とす

1 項		る
第18条第 2 項 第 2 号	再任用短時間勤務教職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）
第19条の 5 第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務教職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 8 時間に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする

（育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当条例の特例）

第16条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号。以下「職員の特殊勤務手当条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の2	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
	第2条第3項	第2条第2項
第40条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員

（育児短時間勤務をしている職員についての警察職員の特殊勤務手当条例の特例）

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号。以下「警察職員の特殊勤務手当条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる警察職員の特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条の2	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」
--------	---	--

	2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)	という。)
	第2条第3項	第2条第2項
第23条第2項及び第5項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員

(育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)

第18条 育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」とい
--------	------	---

		う。)を乗じて得た額とする
第5条第4項	922,000円と	922,000円にそれぞれ算出率を乗じて得た額と
第9条第1項	職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例

(育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第19条 育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第4条第3項	922,000円と	922,000円にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第20条 職員の退職手当に関する条例第4条の9第1項及び第5条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同条例第4条の9第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第5条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第21条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）を育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務に係る職員への通知)

第22条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与の特例)

第23条 第13条から第20条までの規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例)

第24条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第6項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項 第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間

		勤務に伴う短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第15条の11第2項及び第17条	再任用職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての県立学校教育職員の給与条例の特例）

第25条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての県立学校教育職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校教育職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第
--------	------	--

		1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第2項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第20条第2項 第2号	再任用短時間勤務教育職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」という。）
第26条の2	再任用教育職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校教職員の給与条例の特例）

第26条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校教職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる市町村立学校教職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、第22条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第18条第2項 第2号	再任用短時間勤務教職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員」という。）
第19条の5第 1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものの

		うち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第20条の3	再任用教職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当条例の特例）

第27条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の2	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定す	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）
--------	--	---

	る短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	
	第2条第3項	第2条第4項
第40条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の特殊勤務手当条例の特例）

第28条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる警察職員の特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条の2	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）
	第2条第3項	第2条第4項

第23条第2項 及び第5項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
------------------	------------	-------------------

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第29条 第5条の2第2項の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条の2中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間

勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)

の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第3条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項中「8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日」を「8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)」に改め、同項ただし書中「事由により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)」を「事由(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては、8日以上)」に、「週休日を設ける場合」を「週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合」に改め

る。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第9条中「及び再任用短時間勤務職員」を「並びに育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第4条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び同法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）」に改める。

第7条第2項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第13条中「再任用職員」の次に「、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を加える。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第39条の2中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第6条 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「5日間において」を「5日間(当該第1号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下この項において「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従った週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日

をいう。) 以外の日) において」に、「 8 時間の勤務時間を」を「 8 時間の勤務時間 (育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間) を」に改める。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 8 条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成 19 年島根県条例第 29 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「 占める職員」を「 占めるもの」に改める。

第 23 条第 2 項中「 又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「、第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号。以下「 育児休業法」という。) 第 18 条第 1 項」に改める。

第 27 条中「 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 」を「 育児休業法」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 9 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例 (昭和 29 年島根県条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「 法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員」を「 再任用教育職員で法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「 第 2 条第 2 項」を「 第 2 条第 3 項」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 10 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例 (昭和 29 年島根県条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 第 2 項中「 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める教職員」を「 再任用教職員で地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「 第 22 条第 2 項」を「 第 22 条第 3 項」に改める。

第 22 条第 3 項中「 前 2 項」を「 前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「 前項」を「 第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された教職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

第22条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、教育委員会が定める。

第22条の2第1項ただし書を次のように改める。

ただし、教育委員会は、育児短時間勤務教職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第22条の2第2項ただし書中「再任用短時間勤務教職員」を「育児短時間勤務教職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員」に改める。

第22条の3中「事由により」を「事由（育児短時間勤務教職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により」に、「週休日を」を「週休日（育

児短時間勤務教職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」に改める。

第22条の7第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該教職員が育児短時間勤務教職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第22条の7第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該教職員が育児短時間勤務教職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第11条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「再任用教育職員」という。)で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員を含む。)及び同法第18条第1項の規定により採用された教育職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」という。)」に改める。

第8条第2項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員」を「再任用教育職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」に改める。

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県

条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「企業職員」を「企業局職員」に改める。

第17条の3第2項中「又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「、第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項」に改める。

第21条中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。